

# 「人と共に進化する次世代人工知能に関する技術開発事業」 に係る公募要領

## 【応募受付期間】

2020年2月27日（木）～2020年5月7日（木）正午（必着）

## 【応募方法】

Web入力フォームから、必要情報の入力と提案書類等（「4.提出方法及び提出期限」参照）のアップロードを行ってください。

Web入力フォーム：<https://app3.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=1856>

他の方法（持参・郵送・FAX・メール等）による応募は受け付けません。

※ 再提出は期限内なら何度でも可能です。提出時に受付番号を付与しますので、再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は、差分ではなく、全項目を再提出してください。同一の筆頭法人から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

※ 送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを、期限内に完了させてください。入力・アップロード等の操作の途中で期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

※ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

※ アップロードファイル名は、半角英数字としてください。

※ アップロードするファイルは、別添2及び別添3はEXCEL形式で、その他はPDF形式で、一つのzipファイルにまとめてください。

## 【ご注意】

1. 本事業は、政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。
2. 本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請と、NEDOへの申請書類（提出書類一式及び電子ファイル）の提出が必要です。当該システムの使用に当たっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。なお、e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度要しますので、提案を予定されている場合にはお早めにご登録願います。

2020年2月27日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI

「人と共に進化する次世代人工知能に関する技術開発事業」に係る公募について  
(2020年2月27日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2020年度から2024年度まで「人と共に進化する次世代人工知能に関する技術開発事業」を実施する予定です。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本要領に従い御応募ください。

本プロジェクトは、2020年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

## 1. 件名

「人と共に進化する次世代人工知能に関する技術開発事業」

## 2. 事業概要

※詳細は、「基本計画」を参照してください。

### (1) 背景

我が国は、「第5期科学技術基本計画」（2016年1月閣議決定）において Society 5.0 を標榜しており、SDGs 等の世界規模の課題の解決に貢献するとともに、成熟社会が直面する少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少などの社会課題に対し、他国に先駆けて解決しなければなりません。これらの課題解決にはテクノロジーと社会の仕組みを連動して変革していく必要がありますが、そのテクノロジーの一つとして人工知能（AI）技術に大きな期待が寄せられています。

そのような中で、社会的・経済的な影響が大きい分野・タスクにおいては、AIによる推論結果を直接的に機械制御等に活用するのではなく、人とAIがそれぞれの得意領域で役割分担して協働していくことが重要となります。

### (2) 目的

本プロジェクトでは上記の背景を踏まえて、我が国が直面する社会課題を解決する人とAIが相互に作用しながら共に成長し進化するシステム（以下「人と共に進化するAIシステム」という。）に係る基盤技術を確立し、幅広い分野に適用していくために、以下の研究開発を行います。

#### 研究開発項目① 人と共に進化するAIシステムの基盤技術開発

「人と共に進化するAIシステム」を構築するためには、人がAIの判断結果だけでなく、判断根拠や推論の経緯を理解し、そこから気づきや新たな知見を得ることができる仕組みが必要となります。しかし、機械学習、特にディープラーニングは、推論過程・推論根拠がブラックボックスとなっています。このため、AIの推論過程や根拠を示し、人がAIを理解することを可能とする技術を開発します。

一方で、人と共に進化するAIシステムを構築するためにはAIが人から知見を得ることで推論精度等を高めていく仕組みも構築する必要があります。そのため、実世界の状況や文脈を捉えた推論・判断、データと知識の融合やAIによる人の意図理解など、人とAIが相互に理解し、学習していくための基盤技術についても開発します。

#### 研究開発項目② 実世界で信頼できるAIの評価・管理手法の確立

AI、特に機械学習を利用したAIシステムについて、それぞれの分野に適用されるAIシステムに必要な性能、安全性などを勘案して、必要な品質が十分に担保されていることを確認・管理できる手法を確立します。

### 研究開発項目③ 容易に構築・導入できる AI 技術の開発

学習用データを十分に用意できない場合であっても、AI システムの構築・導入を可能とする汎用性の高い学習済みモデルの構築及び利活用に係る基盤技術の開発を行います。

#### (3) 事業内容

基本計画に定める研究開発項目①～③のうち、研究開発項目①及び研究開発項目③について以下の技術を公募して委託します。(以下に示す具体的なシステムや技術は、あくまで例示であり、基本計画に合致するこれ以外の提案も公募の対象とします。)

### 研究開発項目①「人と共に進化する AI システムの基盤技術開発」

人と AI が相互に作用しながら共に成長し進化する AI システムを構築するための基盤技術を開発します。具体的には以下の研究開発事項「①-1 人と共に進化する AI システムのフレームワーク開発」、「①-2 説明できる AI の基盤技術開発」及び「①-3 人の意図や知識を理解して学習する AI の基盤技術開発」を実施します。

#### ①-1 人と共に進化する AI システムのフレームワーク開発

多くの分野でリファレンスとなる「人と共に進化する AI システム」のフレームワークを開発します。具体的には、「人と共に進化する AI システム」を構成するサブシステム及び各サブシステムが分担すべき機能、システム内における各サブシステム及びその機能の関係、システムと外部環境との相互の入出力関係などの基本的なフレームワークを開発すると同時に、そのフレームワークを実際に適用した AI システムを開発します。この際、当該フレームワークは下記の「①-2 説明できる AI の基盤技術開発」や「①-3 人の意図や知識を理解して学習する AI の基盤技術開発」などとの統合・連携が可能な汎用性を備えます。

#### <具体的なシステムの例>

##### ○医療分野の例：医師と共に進化する診断支援システム

AI が検査画像から医師に推論結果と根拠を示し、医師の診断を支援するとともに新たな気づきを促す。同時に、関連する医学知識及び医師の知見を加味した最終判断などをデータとあわせて AI システムにフィードバックする。これにより、高いスキルを持つ医師の育成と高い診断精度を実現するシステム。

##### ○製造分野の例：ライン管理者と共に進化する製造管理支援システム

AI が機器の運用データ等から管理者に異常の予兆や対応策及び根拠を提示し、管理者を支援するとともに新たな気づきを促す。同時に、製造ノウハウや、管理者の処置をデータとあわせて AI システムが学習する。これにより、高いスキルを持つライン管理者の育成及び高い生産性を実現するシステム。

##### ○サービス分野の例：介護者と共に進化する介護支援システム

AI が被介護者の意図や感情、健康状態を読み取った結果と根拠を介護者に提示し、介護者を支援するとともに新たな気づきを促す。同時に、熟練介護者の暗黙知を形式化し、データとあわせて AI システムが学習する。これにより、介護者の負担軽減及び被介護者の意思や満足度を尊重した生活を実現するシステム。

#### 【研究開発拠点に係る事項】

人と共に進化する AI システムのフレームワーク開発は、分野横断的な技術開発を

行うため、多様な実社会の環境で試験しつつ研究開発を進める必要があります。このため、様々な分野へ適用して試験できる環境やその環境が再現できる設備が整った研究開発拠点において研究開発を行います。（ここでいう「研究開発拠点」とは、本プロジェクトの研究開発を行う一つの組織であり、産学官が結集して1箇所で研究開発ができる物理的な研究開発拠点を有するものとします。）

当該研究開発拠点においてはフレームワーク開発の成果を以下の「①-2 説明できる AI の基盤技術開発」及び「①-3 人の意図や知識を理解して学習する AI の基盤技術開発」を担う実施者や外部の研究者が活用できるように整備するとともに、密に意見交換できる体制を構築します。

また、当該研究開発拠点における研究開発の成果及び「①-2 説明できる AI の基盤技術開発」及び「①-3 人の意図や知識を理解して学習する AI の基盤技術開発」の開発成果を集約し、統一的な情報発信を行うことで、開発した技術の実用化・事業化を促進します。

#### ①-2 説明できる AI の基盤技術開発

人と共に進化する AI システムにおいては、AI の誤判断の原因特定や人が AI の判断の妥当性を判断できるようにする必要があります。これを実現するために、必要な精度を保ちつつ、AI の学習結果や推論過程・推論根拠、推論範囲を説明できる AI の基盤技術を開発します。

<具体的な技術の例>

- ・学習結果や推論結果に大きな影響を与えている入力変数、潜在変数、学習用データ等を検出し、可視化してわかりやすく提示する技術
- ・深層ニューラルネットワーク等をモジュール化して学習し、解釈や説明を容易にする技術
- ・人との対話を通じて学習結果や推論過程・推論根拠を説明し、人を教育できる技術

#### ①-3 人の意図や知識を理解して学習する AI の基盤技術開発

人と共に進化する AI システムにおいては、AI が人の意図や知識を理解し、データとあわせて学習する必要があります。これを実現するために、人が作成したマニュアル等の文書の情報を自動的に知識構造化する技術や、人の暗黙知の記述や再現を可能とする技術などの基盤技術を開発します。

また、人の表情や顔色、目線の動き、音声のトーン、癖、しぐさ等の人を外部から観察する情報や、脈拍、血圧等の人の内部を観察する情報等を加味した人の言葉や行動の意図推定など、人の認知行動理解に係る AI 技術を開発します。

さらに、人の持つ知識を構造化した情報や人の意図の情報などと大量のデータを組み合わせ、人と協調しながら効率よく学習する AI の基盤技術を開発します。

<具体的な技術の例>

- ・自然言語や画像等により記述された、論文、報告書、マニュアルなどから自動的に作業プロセス等を構築する技術
- ・人の作業や人と機械の協働作業を学習する技術や、人の作業も考慮に入れた機械の行動計画技術
- ・構造化された知識による情報と観測データからの情報を組み合わせて効率良く学習す

るとともに、得られた学習結果を用いて、全体のプロセスを高度化させるための要素技術

#### 研究開発項目③「容易に構築・導入できる AI の開発」

大量の学習用データを用いて汎用学習済みモデルを構築し、少量のデータで AI システムを効率的に構築するためのプラットフォームを構築します。

具体的には、画像、動画や言語など異なるタイプのデータによる汎用学習済みモデルを効率的に構築する技術の開発、実応用分野に分かれた準汎用学習済みモデルの開発、それら学習済みモデルを組み合わせる様々な分野において少量データで高精度のモデルを構築する技術の開発、データや構築されたモデルを効率的に管理して利活用を容易にするための技術の開発などにより、大型の計算資源を用いず、少量データで様々な目的にあった AI システムを効率的に作成するためのプラットフォームを構築します。

#### 【研究開発拠点に係る事項】

本技術開発には大量の多種多様なデータを効率的に処理する計算基盤が必要不可欠であることから、その設備が整った研究開発拠点において研究開発を行います。同時に、当該研究開発拠点において構築された汎用学習済みモデルやプラットフォームを公開し、様々な分野への AI 技術の適用を促進し、活用する事業者等のニーズを的確に把握する仕組みを構築します。また、本事業終了後もプラットフォームや汎用学習済みモデルを継続的に維持・向上できるように体制を整えます。

#### <事業内容の注意事項>

本プロジェクトにおける技術開発分野は、当該技術と関連する技術開発のスピードが速く、技術開発を取り巻く状況が短期間で劇的に変化する場合があります。このような状況に対応できるように、研究開発の目標及び研究開発計画について、必要に応じてマネジメント上の工夫を行うものとします。

#### (4) 事業期間

2020～2024 年度（5 年間）

研究開発項目①「人と共に進化する AI システムの基盤技術開発」及び研究開発項目③「容易に構築・導入できる AI の開発」については、5 年以内の研究開発期間とします。ただし、当初契約期間は 2020 年度～2021 年度の 2 年間とします。

また、研究開発事項①-2 及び①-3 は 2021 年度にステージゲート審査を実施して研究開発テーマの継続の可否を判断します。高い成果が見込まれる技術開発テーマのみ、2022 年度以降も研究開発を継続することになります。ステージゲートの対象となっていない研究開発事項においても研究進捗を適宜評価し、成果がでないとは判断されるものは研究開発を継続できない場合がありますので留意ください。

#### (5) 事業規模

研究開発項目①-1 「人と共に進化する AI システムのフレームワーク開発」については、年間 300 百万円～500 百万円程度とし、単独又は複数の拠点を採択する予定です。

研究開発項目①-2 「説明できる AI の基盤技術開発」及び研究開発項目①-3 「人の意図や知識を理解して学習する AI の基盤技術開発」については原則として、1 テーマあたり年間 50 百万円～100 百万円程度とし、単独又は複数の研究開発テーマを採択予

定です。

研究開発項目③「容易に構築・導入できる AI の開発」については、原則として、年間 400 百万円～600 百万円程度とし、単独又は複数の拠点を採択する予定です。

#### <事業規模に係る注意事項>

委託費は、審査の結果及び国の予算の変更等により、申請額から減額することがあります。

### 3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 人工知能技術及び人工知能技術と融合させる関連技術（ロボティクス技術、材料・デバイス技術等）、若しくは人工知能技術のみについての研究開発の実績を有し、かつ、産学官の連携により研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。特に本研究開発の成果を実社会に適用する上で必要となる主体の協力を得る体制を構築すること。例えば、人工知能技術の適用において利用側の要望を把握しているユーザー企業、技術を適用する際のリスク等を評価できる専門家（経営・金融・保険、法律家、医師等）等の協力が得られること。
- (4) 企業等がプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発部門を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

### 4. 提出方法及び提出期限

2. 事業概要（3）事業内容に記載された事業の一部（例えば①－2や①－3のみの事業の提案）であっても、その効率的・効果的な達成に貢献するものであれば、提案を受け付けます（部分提案）。

御提案が以下の「(1) 提案方式の分類」でどのように分類されるか判断し、(2) 提出方法に従って提案書を作成してください。

#### (1) 提案方式の分類

提案方式は、以下のとおり分類されます。

##### ①提案者数による分類

提案者数によって、単独提案又は共同提案のどちらかに分類します。

・単独提案とは、単独の者が提案することを指します。

- ・共同提案とは、複数の者が共同研究契約等を締結して連名で提案することを指します。

## ②事業の提案範囲による分類

プロジェクト全体の中での提案範囲によって、全体提案又は部分提案のどちらかに分類します。

- ・全体提案とは、プロジェクト全体（研究開発事項①－1、①－2、①－3及び研究開発項目③）に対する提案のことを指します。
- ・部分提案とは、プロジェクトの一部に対する提案のことを指します。

## (2) 提出方法

下記に掲げる Web 入力フォームを用いて、必要情報の入力と提案書類等の提出を行ってください。なお、持参・郵送・メール等、他の方法による応募は受け付けておりません。

Web 入力フォーム：<https://app3.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=1856>

以下の①～⑧の情報を入力の上、提案書類等を一つの zip ファイルにまとめて、アップロードしてください。

- ① 提案者の法人名称
- ② 提案者の法人番号
- ③ 担当者所属・役職
- ④ 担当者氏名
- ⑤ 担当者氏名ふりがな
- ⑥ 担当者電子メールアドレス
- ⑦ 担当者電話番号
- ⑧ 担当者連絡先住所

### <提案書類等について>

#### i 提案書類

提案書類の作成にあたっては以下の別添 1 から別添 5 の説明・様式に従い、日本語で作成してください。

- 別添 1：提案書作成上の注意・様式
- 別添 2：提案基本情報及び経費概算表
- 別添 3：研究開発責任者候補及び主要研究員研究経歴書の記入について
- 別添 4：研究開発成果の事業化計画書
- 別添 5：研究開発テーマ説明資料

#### ii 提案書類に添付する書類

提案書類には次の資料 A)～I) 又はこれに準ずるものを添付してください。

- A) 会社案内【フォーマットはありません。】  
企業のみ提出してください。担当の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要です。また、規定のフォーマット等はありませんので既存のパンフレット等で問題ありません。
- B) 直近の事業報告書【フォーマットはありません。】  
企業のみ提出してください。
- C) 財務諸表【フォーマットはありません。】

企業のみ提出してください。貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書（3年分）を提出してください。

D) 業務委託契約標準契約書に係る文書【フォーマットはありません。】

NEDOから提示された業務委託契約標準契約書に合意することが提案の要件となりますが、業務委託契約標準契約書について疑義がある場合は、その内容を示す文書を提出してください。

業務委託契約標準契約書 <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

E) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について【別添6】

F) 若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について【別添7】

G) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票について【別添8】

H) e-Rad 応募内容提案書【詳細は下記(5)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録を参照ください。】

I) 共同研究契約書の写し、若しくは当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し

国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、若しくは当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写しを提出してください。

(注) 連携している、又は連携しようとしている国外企業等がNEDOの指定する相手国の公的資金支援機関（スペイン政府・産業技術開発センター（CDTI）が該当。）の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合は、NEDOが提供する交付申請書（英文様式）の写し、若しくは既に認証を取得しているのであれば交付決定書及び認定証（ラベル）の写し。詳細はNEDOホームページにてご確認ください。

ジャパン・スペイン・イノベーションプログラム（JSIP）

[https://www.nedo.go.jp/activities/AT1\\_00469.html](https://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00469.html)

<提案書提出にあたっての注意事項>

- ※ 提案書については研究開発事項①-1、①-2、①-3、また研究開発項目③ごとに作成してください。
- ※ 複数法人等による提案の場合は、Web 入力フォームに代表法人等の情報のみ入力してください。代表以外の法人等の情報については、「別添2：提案基本情報及び経費概算表」に記載してください。
- ※ 提出期限前であれば内容の修正が何度でも可能です。初回のご提出時に受付番号を付与しますので、再提出時には、その受付番号を入力してください。また、再提出の場合は、差分ではなく、全資料を再提出してください。
- ※ 提出期限前までにすべての提出作業を完了させておく必要があります。送信ボタンを押した後、受付番号が表示されると、提出が完了します。たとえば入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来てしまうと受け付けることができませんのでご注意ください。
- ※ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ※ アップロードする「別添2：提案基本情報及び経費概算表」及び「別添3：研究開発責任者候補及び主要研究員研究経歴書の記入について」は EXCEL 形式で、その他は PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてアップロードしてください。アップロードファイル名は、半角英数字を使用してください



※ フォーマットの設定変更（EXCEL のシートを削除する等）をせず提出してください。

- (3) 提出期限：2020年5月7日（木）正午までにアップロード完了  
（公募期間：2020年2月27日（木）から2020年5月7日（木））

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ホームページにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。

ぜひ御登録いただき、御活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

- (4) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書類を受理した場合は、提案書類受理通知メールを提案者に送信します。送信ボタン後に自動送信されるメールは、提出があったという確認であり、受理通知ではありません。
- ・ 提案書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、当該提案書類は無効となりますのでご承知置き下さい。この場合、提案書類は消去します。

- (5) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ応募内容提案書を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

## 5. 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主要研究員研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## 6. 委託先の選定

- (1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられ

ませんのであらかじめ御了承ください。

## (2) 審査基準

### a. 採択審査の基準

(各公募案件に共通の審査基準)

- i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）。
- ii. 提案された技術及び技術の開発計画が実現可能なものか（研究開発計画、中間目標の妥当性等）、また、経済性も考慮した開発計画になっているか。
- iii. 提案された技術が、国内外の他の技術と比較して進歩性、独創性などの観点から技術的に優れていることが明確に説明されているか。
- iv. 提案された技術の用途が明確化されているか（どのような形で成果が実用化・事業化されて社会課題解決に貢献するのかを具体的に想定しているか）
- v. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先・共同実施先等を含めた実施体制等）また、共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか。
- vi. 当該事業と関連する技術の進展や社会状況の変化などに対応するため、研究開発の目標及び研究開発計画について、必要に応じてマネジメント上の工夫がなされているか。
- vii. 提案内容は国内外の研究開発の取組と比較して、国民生活や経済社会への波及効果が大きなものになることが期待できるか。
- viii. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 20 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）

上記審査基準に加えて、研究開発事項①－1 及び研究開発項目③については以下の基準も加えて審査します。

(研究開発事項①－1 人と共に進化する AI システムのフレームワーク開発の審査基準)

- 1－i 様々な分野へ適用して試験できる環境やその環境が再現できる設備が研究開発拠点において十分整備されているか。
- 1－ii 研究開発拠点において技術開発成果を「①－2 説明できる AI の基盤技術開発」及び「①－3 人の意図や知識を理解して学習する AI の基盤技術開発」の実施者や外部の研究者が活用できる体制を構築することが計画されているか。
- 1－iii 当該研究開発拠点における研究開発の成果及び「①－2 説明できる AI の基盤技術開発」及び「①－3 人の意図や知識を理解して学習する AI の基盤技術開発」の開発成果を集約化し、統一的な情報発信を行う有用な取組が計画されているか。

(研究開発項目③「容易に構築・導入できる AI の開発」の審査基準)

- 2－i 研究開発拠点において、本研究開発に必要な多種多様・大量データを効率的に処理する計算基盤が備わっているか。

- 2 - ii 当該研究開発拠点において構築されたプラットフォームや汎用学習済みモデルを公開し、様々な分野への AI 技術の適用を促進するための有効な取組が計画されているか。
- 2 - iii 当該研究開発拠点において構築されたプラットフォームや汎用学習済みモデルを本事業終了後も継続的に維持するための有効な取組が計画されているか。

なお、採択審査における v.応募者の能力については、中堅・中小・ベンチャー企業が直接委託先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。

また、若手研究者（40 歳以下）や女性研究者が研究開発責任者もしくは主要研究者として登録され、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。

上記基準に基づき総合評価を行い、採択者を決定します。

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
  - 1. 開発等の目標が N E D O の意図と合致していること。
  - 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
  - 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
  - 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
  - 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。  
(再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に N E D O の指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)
  - 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
  - 4. 経営基盤が確立していること。
  - 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
  - 6. 委託業務管理上 N E D O の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たって N E D O は、以下の点を考慮します。

- 1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- 2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- 3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- 4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）は N E D O のウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

2020年

- 2月27日： 公募開始
- 3月24日： オンライン公募説明会①
- 3月25日： オンライン公募説明会②
- 5月 7日： 公募締め切り
- 6月上旬～中旬 (予定)： 採択審査委員会（外部有識者による審査）
- 6月下旬 (予定)： 契約・助成審査委員会
- 6月下旬 (予定)： 委託先決定
- 7月上旬 (予定)： 公表（プレスリリース）
- 8月下旬～9月上旬 (予定)： 契約

7. 留意事項

(1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

【参考】

- ・ 委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・ 委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

ステージゲート方式の採用により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第27条第2項又は共同研究契約約款第29条第2項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」(別添4)を変更し提出していただきます。

(5) 研究開発責任者候補研究経歴書及び主要研究員経歴書の記入

NEDOが指名・委嘱するPL等（プロジェクトリーダー、プロジェクトリーダー代行、サブリーダー）の候補となる研究開発責任者候補と、「各事業項目の責任者となる登録研究員」及び「各事業項目を超えて統括責任者となる登録研究員等」となる主要登録研究員について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添3を御覧ください。

(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の状況を記載していただきます。詳細は別添6を御覧ください。

(7) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添8を御覧ください。なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(8) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

(9) 知財マネジメント

- ・本プロジェクトは、「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」を踏まえて、本事業の成果の拡大及び普及を図るために策定した「人と共に進化する次世代人工知能に関する技術開発事業」における知財マネジメント基本方針」を適用します。詳細は別添10を御覧ください。
- ・本プロジェクトでは産業技術力強化法第19条(日本版バイ・ドール規定)が適用されます。
- ・本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」(バイ・ドール調査)に御協力をいただきます。

<知財マネジメントの注意点>

研究開発体制に国外企業等を体制に組み入れる場合は、知的財産の取扱いについては、国内企業等が事業化できなくなることがないように事前に整理してください。例えば、国外企業等が保有するフォアグラウンドIPについては、原則委託者等のマネジメントの中核を担う国内の機関にサブライセンス権付き通常実施権を許諾させておくことなどが想定されます。

(10) データマネジメント

本プロジェクトは、「NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針(委託者指定データを指定しない場合)」を踏まえて、本事業の成果の拡大及び普及を図るために策定した「人と共に進化する次世代人工知能に関する技術開発事業」におけるデータマネジメントに係る基本方針」を適用します。詳細は別添11を御覧ください。

(11) 標準化への対応

技術開発成果の社会実装や国際展開に、標準が有効なツールとなる場合があります。そのため、本プロジェクトでは、事業開始時に、NEDOと標準に関する検討を実施していただく場合があります。検討の結果、市場・技術の特性・戦略・ビジネスモデル等に標準が合致すれば、必要に応じプロジェクト実施期間中から、当該技術開発成果のISO・IEC等の標準化に取り組んでいただきます。

(12) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という。）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】

平成 22 年 6 月 19 日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(13) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。  
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対



し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。

- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

#### (14) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
  - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2~10 年間)
  - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1~3 年間)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提

供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii) により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

（電話による受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分）

(15) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

(16) 博士課程後期（学生）の RA（リサーチアシスタント）等への雇用

第 3 期、第 4 期及び第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

内閣府 科学技術基本計画：<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

本プロジェクトにおいても、博士課程後期（学生）の RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期（学生）は、NEDO と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必



要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

(17) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添 9 のとおり NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイト で公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(18) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制\*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>  
（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatutu07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatutu07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

(19) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採

扱は行いません。

## (20) 研究開発資産の帰属・処分について

### ①資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

\*委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

### ②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第20条の2第1項・第3項）

## 8. 説明会の開催

当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等について、下記のとおり公募説明会を実施します。公募説明会への出席は応募に当たっての義務ではありませんが、可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。参加を希望される方は、NEDO ホームページ（本公募の案内ページ）から2020年3月13日（金）正午までに事前登録をお願いします。

また、説明会当日は、電子媒体又は紙媒体で公募書類を参照できるよう各自において御準備ください。

- 第1回： 2020年3月24日（火）10時00分～11時00分
- 第2回： 2020年3月24日（火）13時30分～14時30分
- 第3回： 2020年3月25日（水）10時00分～11時00分
- 第4回： 2020年3月25日（水）13時30分～14時30分

## 9. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2月27日から4月27日の間に限り下記宛に電子メールにて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部 「人と共に進化する次世代人工知能に関する技術開発事業」担当

電子メール：[project\\_coevo@nedo.go.jp](mailto:project_coevo@nedo.go.jp)

## 10. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のあるかたは、以下リンクより、ご意見お寄せいただければ幸いです。

<https://app3.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=1645>

なお、ご意見については、本プロジェクトに限りません。

## 関連資料

基本計画

2020年度実施方針

提案書類等

別添1：提案書作成上の注意・様式

別添2：提案基本情報及び経費概算表

別添3：研究開発責任者候補及び主要研究員研究経歴書の記入について

別添4：研究開発成果の事業化計画書

別添5：研究開発テーマ説明資料

別添6：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添7：若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について

別添8：NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票

別添9：契約に係る情報の公表について

別添10：「人と共に進化する次世代人工知能技術開発事業」における知財マネジメント基本方針

別添11：「人と共に進化する次世代人工知能技術開発事業」におけるデータマネジメント基本方針

参考資料1：追跡調査・評価の概要

業務委託契約書（案）及び業務委託契約約款（本公募用に特別に掲載しない場合は、「業務委託契約標準契約書」を指します）